

○ 本年の給与勧告・報告のポイント

＜民間給与との較差に基づく給与改定＞

月例給・ボーナスともに 5 年連続で引上げ、平均年収は約 3 万 5 千円の引上げ

- ① 月例給については、公民較差（0.25%、964 円）を解消するため、

- ・ 国に準じて給料表を引上げ改定
- ・ 子に係る扶養手当額を引上げ（+400 円）

実施時期：平成 30 年 4 月 1 日

- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）については、民間の支給割合に見合うよう 0.05 月分引上げ

実施時期：平成 30 年 12 月 1 日

＜諸手当の改定＞

- ① 宿日直手当については、国に準じた引上げ改定

実施時期：平成 30 年 4 月 1 日

- ② 子に係る扶養手当の見直しについては、配偶者に係る手当額の引下げにより生ずる原資を基本に、子に係る手当額を引上げ（+1,000 円）

実施時期：平成 31 年 4 月 1 日

1 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 地方公務員の給与は、地方公務員法の規定に基づき、社会一般の情勢に適応するよう、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。
- ・ 給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な処遇を確保するものであり、職員の士気の高揚、有為の人材の確保など能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。
- ・ 県は民間企業と異なり、市場の抑制力が存在しないこと等から、時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠することが最も合理的であると考えられている。

2 民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

134 民間事業所の約 6,400 人の個別給与を実地調査（完了率 93.2%）

0.25% 964 円

(参考) 人事院勧告

官民較差 0.16% 655 円

(2) 較差に基づく改定

0.24% 925 円（内訳：給料 586 円、扶養手当 274 円、はね返し分(※)65 円）

(※) 給料表の改定に伴い、給料月額を算定基礎としている諸手当の額が増減する分

(参考) 新規採用職員等を除く行政職給料表適用職員（3,137 名、平均年齢 42.8 歳）の改定状況

	改定前(A)	改定後(B)	差((B)-(A))
平均給与月額	383,598 円	384,523 円	925 円
平均年間給与	6,352,000 円	6,387,000 円	35,000 円

3 民間給与との較差に基づく給与改定の内容

(1) 給料表

国に準じて給料表を引上げ改定（平均改定率 0.2%）

(2) 扶養手当

子に係る手当額を引上げ 8,300 円→8,700 円

(3) 初任給調整手当

国に準じて医師および歯科医師の手当額を引上げ

(4) 期末・勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう引上げ（年間支給月数 4.40 月分 → 4.45 月分）

(5) 実施時期

(1)、(2)および(3)については平成 30 年 4 月 1 日、(4)については同年 12 月 1 日

4 諸手当の改定

(1) 宿日直手当

国に準じた引上げ改定

ア 一般宿日直		5,000 円	→	5,200 円
イ 業務当直	(業務一般当直)	6,400 円	→	6,600 円
	(事件学寮当直)	7,400 円	→	7,600 円
	(防災宿日直)	6,000 円	→	6,200 円
ウ 常 直	月額	21,000 円	→	22,000 円

(2) 子に係る扶養手当

配偶者に係る手当額の引下げにより生ずる原資を基本に、子に係る手当額を 1,000 円引上げ

	平成 30 年度(現行)	平成 30 年度(改定後)	平成 31 年度以降
配偶者	9,000	9,000	6,500
子	8,300	8,700	9,700

注 1 行政職給料表 8 級相当の職員の配偶者に係る手当については、平成 32 年度以降は 3,500 円。

2 行政職給料表 9 級相当の職員の配偶者に係る手当については、平成 32 年度は 3,500 円、平成 33 年度以降は支給しない。

3 職員に配偶者がいない場合の子に係る手当額については、平成 30 年度は 10,000 円、平成 31 年度以降はこの表に掲げる子の額。

(3) 実施時期

(1)については平成 30 年 4 月 1 日、(2)については平成 31 年 4 月 1 日

5 その他

(1) 人材の確保および育成

- ・ 優秀で多様な人材を確保するため、引き続き滋賀県職員として働くことの魅力発信に注力するとともに試験方法等についてさらに検討が必要
- ・ 障害者雇用率の適正な算定手続の徹底と、法定雇用率を達成するため早急な対応が必要
- ・ 若手職員に対して、早期から計画的かつきめ細かな人材育成を行うことが必要
- ・ 人事評価制度の公平性・公正性・納得性を高めるためのさらなる工夫や改善が必要

(2) 働き方改革の推進

- ・ 業務量と人員配置のバランスや業務の実施体制の課題に引き続き重点的な対応が必要
- ・ 時間外勤務の上限設定について、本庁等の一般官公署においても国家公務員の対応を踏まえ検討を進めていくことが必要

(3) メンタルヘルス対策の充実

ストレスチェック制度を有効に活用することにより、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場におけるメンタルヘルス不調の未然防止や早期発見・早期対応に引き続き取り組むことが必要

(4) 女性職員の活躍推進

- ・ ライフステージ等の変化により時間的制約等が生じたとしても、能力を発揮できるよう職場環境づくりに努めるとともに、職場内で相互に助け合う職場風土の醸成に取り組むことが必要
- ・ 「女性職員の活躍推進のための取組方針(特定事業主行動計画)」の改定にあたっては、これまでの取組の検証も行いながら適切に対応していくことが必要

(5) 高齢期の雇用問題

定年の引上げについては、今後の国の動向を注視しつつ、本県の実情も踏まえて適切に対応していくことが必要

(6) 臨時・非常勤職員の勤務条件の整備等

引き続き臨時職員等の適正な勤務条件の確保に努めるとともに、会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けて、地方自治法および地方公務員法の改正の趣旨や本県の実情を踏まえた制度となるよう検討していくことが必要

給与勧告の手順

滋賀県人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、本県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、公民の4月分の給与(月例給)を精密に比較して得られた公民の給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その結果得られた年間支給割合に職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

民間給与の調査(実地調査)

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所
平成30年度:県内134事業所(母集団659事業所)

事業所別調査

給与改定の
状況や手当
の支給状況

過去1年間(前年8月から
当年7月まで)のボーナス
の支給状況

公民の年間支給
月数の比較

従業員別調査

事務・技術関係職種
5,592名の4月分給与

滋賀県職員給与の調査

〈個人別給与〉

16,165人(平成30年4月)

行政職(新採除く)
3,137名の4月分給与

公民比較

民間従業員と滋賀県職員(行政職)の給与を比較
→仕事の種類、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較
(ラスパイレス方式)

情勢適応の原則、均衡の原則にのっとり
給料表・手当の改定勧告内容を決定

各任命権者、職員団体の
意見・要望等を聴取

人事院勧告の内容、
他の地方公共団体の給与
を踏まえ検討

人事委員会給与勧告

議会

(給与条例の改正)

条例案提出

知事

(勧告の取扱い決定)

①調査対象事業所の状況

平成30年職種別民間給与実態調査では、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の民間事業所659事業所（母集団事業所）から134事業所を無作為に抽出し、実地調査を行いました。母集団事業所、調査事業所の状況等については、下記のとおりです。

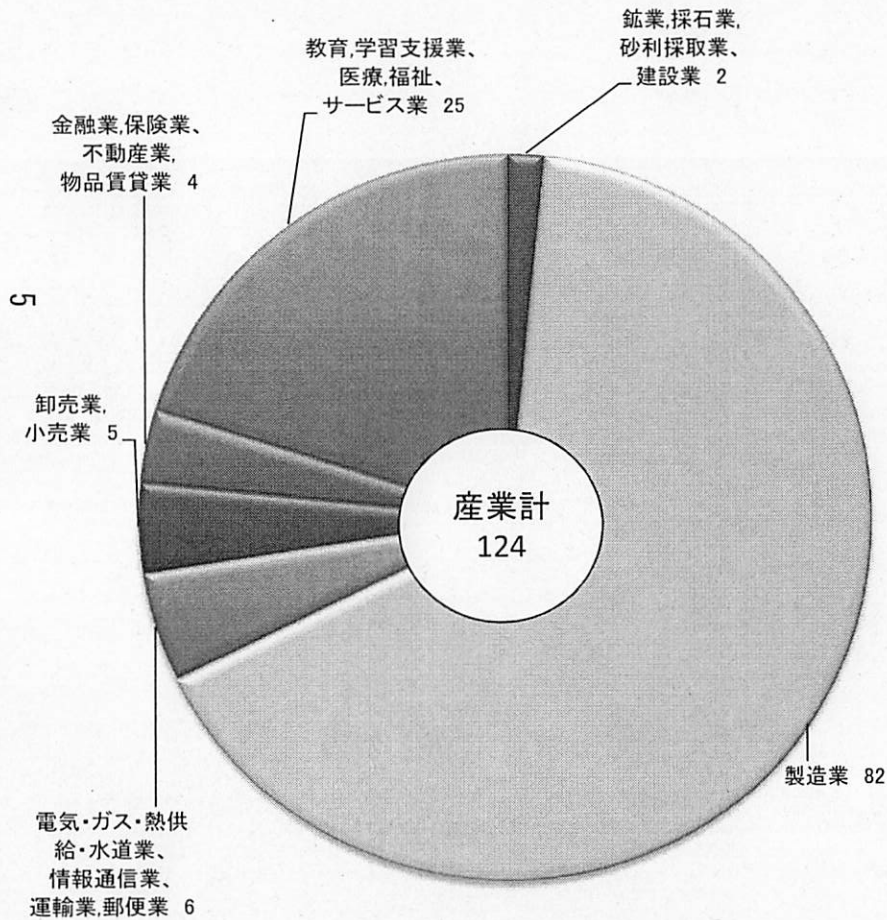
	企 業 規 模					
	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	規模計
母集団事業所数(A)	118	71	80	295	95	659
母集団正社員数(B)	43,165	18,838	11,047	34,743	6,331	114,124
調査対象事業所数(C) ((C)/(A))	22 (18.6%)	18 (25.4%)	17 (21.3%)	56 (19.0%)	21 (22.1%)	134 (20.3%)
調査事業所正社員数(D) ((D)/(B))	7,313 (16.9%)	5,593 (29.7%)	2,959 (26.8%)	7,247 (20.9%)	1,405 (22.2%)	24,517 (21.5%)

注1. 実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が9所ありました。

2 集計に際してはそれぞれのグループ（層）ごとに復元するため、最終的な集計結果は調査サンプルの単純平均ではなく、各グループ（層）の民間従業員数の割合に応じた加重平均となります。

②産業別調査事業所数

平成30年職種別民間給与実態調査では、134事業所に対して実地調査を行いました。その結果、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所、調査不能の事業所9所を除いた、124事業所について調査を完結することができました。
調査の完結した事業所は、下記のとおりです。



産業	企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	事業所	124	22	15	16	52	19
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	事業所	2	-	-	-	2	-
製造業	事業所	82	8	11	12	40	11
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	事業所	6	2	1	-	3	-
卸売業、小売業	事業所	5	2	-	2	1	-
金融業、保険業、 不動産業、 物品賃貸業	事業所	4	-	1	-	-	3
教育、学習支援業、 医療、福祉、 サービス業	事業所	25	10	2	2	6	5

注 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が9所ありました。